日薬連発第 790 号
2026 年 11 月 2 日

加盟団体　殿

日本製薬団体連合会

薬価基準経過措置期間の延長願の提出について

標記について、令和 8 年 11 月 2 日付け事務連絡にて厚生労働省医政局医薬産業振興企画課より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

【注意事項】

該当する医薬品がある場合の書類の提出にあたっては、押印不要ですので、別紙様式を電子媒体（理由書は PDF）で以下へ提出してください。

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課薬価係
メールアドレス：yakka-todoke@mhlw.go.jp
※異なるアドレスにメールをいただきますと、抜け落ちる恐れがございますので、必ずこちらにお願いいたします。

提出締切：令和 8 年 11 月 27 日（金）12 時（正午）まで

事　務　連　絡
令和８年11月２日

日本製薬団体連合会　御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

薬価基準経過措置期間の延長願の提出について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号）の別表に収載されている医薬品のうち、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）の別表に収載されている医薬品（以下「経過措置品目」という。）については、経過措置期間経過後に、保険医及び保険薬剤師の使用医薬品から除外されることとなります。

今般、経過措置品目となっているものについて、特段の事情により使用医薬品としての経過措置期間の延長を希望する場合には、薬価基準経過措置期間の延長願（別紙様式）及び延長を希望する理由を詳細に説明した資料を添付し、令和８年11月27日（金）12時（正午）までに医薬産業振興企画課必着で提出していただきたく、関係各社に周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、経過措置期間を延長する理由としては、「代替医薬品の供給不足」又は「医療上の必要性から相当数が医療機関で使用され続けると見込まれる」等のやむを得ない場合に限って妥当と認められることとなります。

連絡先：厚生労働省医政局医薬産業振興企画課薬価係
電話 03 - 5253 - 1111 （内 2588）
Mail: yakka-todoke@mhlw.go.jp